

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 15 日（木）10 時から 10 時 40 分

2. 開催場所 瀬戸内町役場 3 階 会議室

3. 出席委員 （ 8 人）

会長	11 番	堯	文俊
会長職務代理者	8 番	永井	利一
委員	1 番	田中	勝弘
	2 番	碩	悟
	3 番	岡野	正郎
	7 番	森山	和雄
	9 番	川島	博
	10 番	数原	菊美

4. 欠席委員 （ 2 人）

5. 議事日程

日程 1 議事録署名委員の指名

日程 2 会期の決定について

日程 3 議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可について

日程 4 議案第 3 3 号 非農地証明について

日程 5 報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

日程 6 議案第 3 4 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

日程 7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 和 仁

農地農政係長 徳田 和 正

主 査 西田大五郎

7. 会議の概要

局 長	みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 30 年第 11 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。それでは、始めに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	【挨拶】
局 長	堯 会長、ありがとうございました、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。 本日は、豊田委員、元委員の 2 名と吉見推進委員の 1 名が欠席する旨の連絡がありました。本日の出席委員は、8 名で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯 会長にお願いしたいと思っております。会長、よろしくをお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第 24 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂くことにご異議ありませんか。 【異議なし】の音が聞こえる。 本日の議事録署名委員は、7 番森山委員、8 番永井委員を指名致します。ご異議ありませんか。 【異議なし】の音が聞こえる。
議 長	日程 2「会期の決定について」は、本日一日限りと致します。ご異議ありませんか。 【異議なし】の音が聞こえ
議 長	それでは、日程 3 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議案と致します。調査員は、6 番豊田委員と保島推進委員となっておりますが、保島推進委員の方から説明をお願いします。
保島推進委員	議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には、私（保島）と豊田委員、事務局から 2 人計 4 名です。 土地の表示が、瀬戸内町大字与路字前田原 694 番、面積 751 m ² 、地目が「畑」であります。対価は、〇〇〇〇円／1 筆（10 a 当たり〇〇〇〇4 円）であります。譲渡人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇の「〇〇〇〇」氏で、譲受人は瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏です。理由は「売買」であります。農地所有経営面積等は、資料に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。
議 長	只今、保島推進委員の方から調査の報告が終わりました。これより審議に入ります。質疑ございませんか。 【質疑なし】の音が聞こえる。
議 長	質疑がないようですので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思っております。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】

議 長	<p>挙手多数であります。したがって、議案第 32 号は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 4 議案第 33 号「非農地証明について」を議案と致します。調査員は、私（堯）と 7 番森山委員、9 番川島委員となっていますので、川島委員の方から説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案第 33 号の「非農地証明について」を報告します。調査は、私（川島）と 7 番森山委員、11 番堯委員と事務局から 2 人の計 5 人で行いました。</p> <p>土地の表示、瀬戸内町大字於齊字 1192 番 1 で、地目は畑で、面積 287 m²の 1 筆であります。願出人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇の「〇〇〇〇」氏で、登記名義人も同じであります。非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、当該申請地は、昭和 10 年頃（農地法制定以前）に購入し、木造住宅を新築した。その後、シロアリの被害により昭和 63 年に取り壊し、願出人が平成元年に木造住宅を新築し現在に至っております。このような経緯から願出人は宅地として利用し、管理している状況である。以上で調査報告を終わります。ご審議下さるよう、お願いします。</p>
議 長	<p>只今、9 番委員から報告が終わりました。それでは、これより、質疑にはあります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる。</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。採決を行いたいと思っております。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議 長	<p>挙手多数あります。したがって、議案第 33 号は、原案のとおり決定されました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第 5 報告第 15 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意委解約について」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 15 号「農地の使用貸借の合意解除について」報告します。</p> <p>土地の表示、瀬戸内町大字篠川字尾崎 711 番地 1、地目「畑」面積 2227 m²の 1 筆であります。通知者は、賃貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇の「〇〇〇〇」氏、賃借人は瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地の「〇〇〇〇」氏です。賃貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）の双方合意による解約です。合意解約が成立した日及び解約日は、平成 30 年 10 月 31 日で、農地引渡しの時期が平成 30 年 11 月 30 日であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これは、報告で終わりたいと思います。次に、日程第 6 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明いたします。資料の 7 ページから 10 ページでご説明いたします。まず、7 ページをご覧ください。この利用権設定の公告日は、平成 30 年 11 月 30 日を予定しております。内容につきましては、畑 1 件の 1 筆です。貸し手が 1 人で、</p>

事務局	<p>借り手が1人で、面積が2227㎡でございます。それでは、個々にご説明いたします、10ページをご覧ください。</p> <p>整理番号37番、所在地、瀬戸内町大字篠川字尾崎711番1、地目「畑」、面積2,227㎡の1筆であります。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による「果樹」の生産拡大を図るもので、10年間の存続期間となっております。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明が終わりました。これから、審議に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第31号は、原案のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>これより、協議会に移りたいと思います。</p> <p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>
議長	<p>以上をもちまして、第11回農業委員会総会を終了することにいたします。</p>
局長	<p>ご起立下さい。一同、礼。(お疲れ様でした)</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成30年11月15日

署名委員

署名委員